

～ 横浜市から法人市民税に関するお知らせ ～

◆法人税割の税率の引下げについて

平成 26 年度税制改正で、法人住民税法人税割の税率が引き下げられました*（平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）。

なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する、**最初の事業年度**の予定申告時の法人税割の計算方法は、「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」であることにご注意ください。横浜市の法人市民税に係る法人税割の税率は下表のとおりとなります。

	資本金の額又は出資金の額	税 率	
		平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
(1)	10 億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人	14.7%	12.1%
(2)	5 億円以上 10 億円未満の法人	13.5%	10.9%
(3)	5 億円未満の法人	12.3%	9.7%

※ 今回の改正で、法人住民税（法人市民税・法人県民税）法人税割の税率引下げ分に相当する「地方法人税（国税）」が創設されました。

◆横浜みどり税について

平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に 9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。

法人の区分		年 額	うち、横浜みどり税分	(参考) 標準税率
資本金等の額	従業者数			
下記以外の法人等*	人数にかかわらず	54,500 円	4,500 円	50,000 円
1 千万円以下	50 人以下	54,500 円	4,500 円	50,000 円
	50 人超	130,800 円	10,800 円	120,000 円
1 千万円超、1 億円以下	50 人以下	141,700 円	11,700 円	130,000 円
	50 人超	163,500 円	13,500 円	150,000 円
1 億円超、10 億円以下	50 人以下	174,400 円	14,400 円	160,000 円
	50 人超	436,000 円	36,000 円	400,000 円
10 億円超、50 億円以下	50 人以下	446,900 円	36,900 円	410,000 円
	50 人超	1,907,500 円	157,500 円	1,750,000 円
50 億円超	50 人以下	446,900 円	36,900 円	410,000 円
	50 人超	3,270,000 円	270,000 円	3,000,000 円

※ 次の法人が対象となります。①公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く）、②人格のない社団等、③一般社団法人及び一般財団法人（ともに非営利型を除く）、④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 9 階

電 話：045-671-4481

受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

※ こちらは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。